

## 報告書骨子案（議論用ペーパー）

### 1. はじめに

- ・ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議の内容
- ・ 会議立ち上げの趣旨
- ・ 報告とりまとめまでの経緯

### 2. 現行の皇位継承・皇室制度の基本

- ・ 皇位継承制度の概要
- ・ 「男系」・「女系」、「宮家」の説明

### 3. 議論の経緯

- ・ 有識者ヒアリング（第2回会議から第6回会議まで）
- ・ 第7回会議から第10回会議まで
- ・ 第11回会議からとりまとめまで

### 4. 皇位継承と皇族数の減少についての基本的な考え方

- ・ 附帯決議で示された課題は、皇位継承の問題と皇族数の減少の問題の二つ
- ・ 有識者ヒアリングにおける皇位継承についての意見
- ・ 皇位の継承という国家の基本に関わる事柄については、制度的な安定性が重要
- ・ 次世代の皇位継承者がいらっしゃる中で大きく仕組みを変更することには、慎重であるべき
- ・ 現行制度の下におけるそれぞれの皇族方のこれまでの人生も重く受け止めるべき
- ・ 悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承について具体的に議論するのは機が熟するのを待つべきであり、現在議論することはかえって皇位継承の不安定化要因になるのではないか
- ・ 今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにすべきでない
- ・ 悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承は、将来、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえた上で判断すべき事柄

- ・ 悠仁親王殿下が皇位を継承されたときに、悠仁親王殿下の他には皇族がいらっしゃらないという事態は避けなければいけない
- ・ 皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題

## 5. 皇族数の確保について

### (1) 皇族の役割から見た皇族数の確保の基本的考え方

- ・ 法制度上の役割など皇族の役割の重要性を踏まえると、悠仁親王殿下の世代においても、十分な数の皇族方に皇室にいらっしやっていただくことが必要
- ・ 多様な世代の方が男女共に、悠仁親王殿下を支えることが重要

### (2) 皇族数確保の具体的方策

- ・ 皇族数を確保する具体的な方策は、以下の三つ
  - ① 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすること
  - ② 皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること
  - ③ 皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること

#### ①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすること

- ・ 婚姻により皇族の身分を離れることとなっている現行制度を改め、内親王・女王は婚姻後も皇族として様々な活動を行っていただくという考え方
- ・ 旧皇室典範制定前の女性皇族は、婚姻後も皇族のままであったこと
- ・ 女性皇族の公的活動との関係におけるこの方策の意義
- ・ 今後の御公務の発展への期待
- ・ この方策に反対する考え方
- ・ 女性皇族の配偶者と子は皇族とせず、子は皇位継承資格を持たないこととする考え方
- ・ 現在の内親王・女王殿下方については、現行制度の下で人生を過ごされてきたことに十分留意する必要

#### ②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること

- ・ 我が国における養子制度の活用
- ・ 皇族が養子を迎えることを認め、皇族の養子となった方を皇族とし、皇族の役割、皇室の活動を担っていただくという考え方
- ・ 皇族の男系継承の歴史を踏まえ、皇族の養子は皇統に属する男系の男子に限るという考え方
- ・ 養子を認めることによる、皇室の存続のため直系の男子を得なければならないというプレッシャーの緩和
- ・ 日本国憲法及び現行の皇室典範の下で皇位継承資格を有していた旧 11 宮家の皇族男子の子孫である方々に、養子となり皇族となつていただくという考え方
- ・ 養子となり皇族となられた方は、皇位継承資格を持たないとする考え方

### ③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること

- ・ この方策の趣旨
- ・ 現在の皇族方と家族関係を有しないまま皇族となること
- ・ 今後の検討は、①及び②が中心。③は、①及び②では十分な皇族数を確保することができない場合に検討する事柄
- ・ 一定の皇族数を確保することは必須の課題で、そのための多様な方策を示すことが重要

### ○その他

- ・ 現行制度における皇族の範囲の変更は行わず、婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族に皇室の活動を支援していただくという考え方

## 6. おわりに

- ・ 会議メンバーの思い
- ・ 今後の議論への期待等